

ては國民學校及高等女學校に對して特に女子勞務員の趣旨を徹底せしむる爲特別の考慮を拂ふこと
本件實施の爲必要な女子勤勞者用物資、施設、資材等に付ては協力既存のもの活用の圖ると共にやむを得ざるものに付ては之が確保に付特別の考慮を爲すこと

兵役法中改正の件その他兵役關係諸

法令の公布

戦局の苛烈化に伴ふ軍動員の擴充強化を主旨とし、第八十三帝國議會に於いて協賛を經たる兵役法中改正の件その他之と前後する一聯の兵役關係諸法令の骨子を示せば概ね以下の如くである。

兵役法中改正の件 (昭和十八年十月三十日)

昭和二年四月一日公布法律第四十七號兵役法に規定せらるる第二國民兵役の期間延長を骨子とし、同法第九條第二項中「年齢十七年ヨリ四十年迄」とあるを「年齢十七年ヨリ年齢四十五年ニ滿ツル年ノ三月三十一日迄」と改められた外、之に伴ふその他種々の改正が行はれた。

在學徵集延期臨時特例 (昭和十八年十月一日)

兵役法第四十一條第四項の規定に依り當分の内在學の事由に因る徵集の延期は之を行はざる旨を定め、即日施行せらるることとなつた。

入營(召集)を延期すべき學校及入營(召集)を延期すべき期間に関する件 (昭和十八年十一月十三日)

特に入營(召集)を延期せらるべき學校として技術關係及び教育關係の諸學校が指定せられた。

徵兵適齡臨時特例 (昭和十八年十二月二十三日)

兵役法第二十四條の二の規定に依り當分の内同法第二十三條第一項及第二十四條に規定する徵兵適齡を十九年に變更する旨公布せられた。

滿洲國緊急農地造成計畫に對する協力援助に關する件の閣議決定

日滿を通ずる食糧の絕對自給態勢確立の國策に則り、昭和十八年十一月二十二日の閣議は「滿洲國緊急農地造成計畫に對する協力援助に關する件」を附議決定、同日情報局より左の如く發表せられた。

因みに今回の農地造成の對象となつてゐるのは、第二松花江の水力發電堰堤による人造湖を水源とする下流一帯及び東遼河下流に新規に水田を造成するとともに、既定の開墾計畫のうち三江省の鶴立崗、蓮江口、太平鎮、東安省の黑寨、吉林省の新開河、飲馬河、岔路口、北安、龍江兩省にまたがる呼裕爾河、北安省の綏化、龍江省の甘南、錦州省の盤山、奉天省の康平の十二既著手開拓地造成計畫の繰り上げを含むもので、昭和二十年末を以つて之が完成を期するものである。

情報局發表

滿洲國においては、現情勢下における食糧基地としての使命のいよ／＼加重せられたるに鑑み、進んで緊急農地造成計畫案を提議せられたのであるが、帝國政府においては欣然これを受入れ、本日の閣議において

滿洲國農地造成計畫に對する本邦側の協力援助に關する件の決定をみたのである。即ちこれにより本計畫實施に要する資材、資金、技術等は本邦側より全面的に協力援助することとなり、もつて眞に日滿一體決戦下喫緊の要件たる食糧自給態勢確立強化のため相共に邁進することとなつた次第である。

大東亞相談

現下の食糧需給關係に鑑み、滿洲國の食糧供給基地としての使命はますます重大性を加へ、今後滿洲國における食糧の飛躍的増産に對しては多大の期待がかけられてゐるのである。滿洲國政府においては、積極的にかゝる要請に即應するため、從來採り來つた各般の施策を一段と徹底強化すると共に新に確實にして效率的なる増産對策として劃期的農地造成計畫を樹立し、日滿相協力これが達成を圖るため滿鐵部總務長官一行上京せられ、本邦側に對しこれを提案したのである。政府においては直ちに現地案に基き關係事務當局において検討を遂げたる所、意見の一致を見たるをもつていよ／＼本日閣議にこれを附議し本計畫に對する協力援助方に關し基本の方針を決定した次第である。今回の緊急農地造成計畫は、明年事業に著手、明後昭和廿年完成、僅々二箇年の短日月を以て第二松花江地區及び東遼河地區において新たに水田を造成すると共に既定造成計畫地區の繰上を實施し、完成の曉にはその生産物は擧げてわが國に供出せられわが食糧供給に貢獻せんことを期するものである。しかしてこれが完成のためには、土地造成關係のみにて巨額の經費と延數千萬人の勞働力とを投じ、且つ相當量の資材、